

歯科点数表の解釈（平成30年4月版） 追補

（平成30年10月・社会保険研究所）

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（平成30年8月31日・厚生労働省告示第314号）により、材料価格の一部が改正されます（平成30年10月適用）。

材料価格基準（歯冠修復及び欠損補綴）の材料価格の改正 →556頁

品名	単位	30年9月まで	30年10月から
001 削除			
002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S適合品）	1 g	4,102円	同左
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S適合品）	1 g	4,169円	同左
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	4,556円	同左
005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S適合品）	1 g	4,180円	同左
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S適合品）	1 g	1,458円	同左
007 削除			
008 削除			
009 削除			
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S適合品）	1 g	2,227円	2,356円
011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品）	1 g	125円	同左
012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品）	1 g	141円	同左
013 歯科用銀ろう（J I S適合品）	1 g	242円	同左
014 削除			
015 削除			

その他、以下の告示により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。

・使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（平成30年8月28日 厚生労働省告示第310号）

頁	箇所	訂正前	訂正後
656	上から4行目	（最終改正；平 30. 5. 21 厚生労働省告示 229）	（最終改正；平 30. 8. 28 厚生労働省告示 310）
661	上から17行目	アイセントレス錠 600 mg <u>及び</u> スー ज्याヌ配合錠	アイセントレス錠 600 mg, <u>スー ज्याヌ配合錠,</u> <u>オデフシイ配合錠及びジェミーナ配合錠（1回の投薬量が30日分以内である場合に限る。）</u>